

国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱（昭和56年5月国立市教委要綱第1号）の一部を改正する。

（目 的）

第1条 この要綱は、国立市教育委員会（以下「委員会」という。）の名義使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（名義の使用事業）

第2条 委員会は、教育、学術及び文化の向上普及に寄与することを期して名義使用の承認を行わなければならない。

2 委員会が前項の規定に基づき承認する事業は、次の各号に掲げる事業とし、名義は共催又は後援とする。

（1）共催を承認する事業は、主として国若しくは都、市又はその団体の附属機関の要請に基づき共催とすることが好ましいと委員会が判断した事業

（2）後援を承認する事業は、主として民間の法人又は市民団体等の要請に基づき後援とすることが好ましいと委員会が判断した事業

（3）前2号に定めるもののほか、委員会が独自に共催又は後援とすることが好ましいと判断した事業

（承認申請）

第3条 委員会の名義を使用しようとする者は、あらかじめ名義使用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添え、原則として、事業開始1カ月前までに委員会に提出して承認を受けなければならない。

（1）事業内容及びその計画を明らかにするもの

（2）その他委員会が必要とするもの

2 前項の規定により申請する者が、委員会の名義を広告又はパンフレット等で使用するときは、印刷等着手以前に承認を受けることができるように、その期間を勘案して申請しなければならない。

(承認の要件)

第4条 委員会は、名義使用の承認をしようとするときは、申請のあった事業が、次の各号に掲げる要件を満たしたものであることを確認しなければならない。

- (1) 委員会の名義使用にふさわしい事業であること。
- (2) 主催者の存在が明確であること。
- (3) 広く一般に開放された公益性のあるもので特定の流派・個人の発表会等以外のものであること。
- (4) 宗教活動及び政治活動以外のものであること。
- (5) 営利目的と認められる性質を有しないものであること。
- (6) 当該事業を開催運営するために必要とする経費等、特に必要と認められる経費を除き、営利を目的とした入場料その他これに類する費用を徴しないものであること。
- (7) 関連する営利事業への誘導や事業開催場所への集客と認められる性質を有しないものであること。
- (8) 開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (9) 委員会が後援等の名義使用を承認したことにより市民の混乱を招くおそれがないこと。
- (10) 主催者を構成する団体又はそれに類する団体への勧誘を主たる目的としないものであること。
- (11) 原則として国立市内又は隣接市内で開催されるものであること。ただし、主催団体の所在地が国立市内である場合又は国立市に関連する事業である場合はこの限りではない。
- (12) その他委員会が必要と認める事項を充足していること。

(承認決定区分)

第5条 名義の使用承認は、関係課長の合議を経て、教育長が決定し、その結果を直近の委員会に報告しなければならない。ただし、異例に属し、委員会の協議を必要とするものについては、この限りでない。

(承認書の交付)

第6条 委員会は、申請のあった事業について名義使用を承認したときは、申請したものに承認書（別記第2号様式）の交付をするものとする。

(承認の条件)

第7条 委員会は、前条の承認について次の条件を付することができる。

- (1) 名義使用承認後、広告、パンフレット等を作成するときは直ちに届け出ること。
- (2) 委員会は名義使用について、原則として経費の負担をしない。

(計画変更の届出)

第8条 第6条の規定により承認の決定を受けた者は、その承認に係る事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに委員会へ届け出るものとする。

(名義使用の取消)

第9条 委員会は、名義使用の申請を承認された者（以下「申請者」という。）が、次の各号の一に該当した場合は、名義使用の取り消しを行い、その旨を公表するものとする。

- (1) 名義使用の承認の要件に反していると認められるとき。
- (2) 申請者から名義使用取り消しの事由を付した文書の提出があったとき。
- (3) 委員会の許可なく、申請者が名義を他人に譲渡したとき。

(実績報告)

第10条 申請者は、名義使用の承認を受けた事業が終了したときは、事業終了から3カ月以内に名義使用実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

付 則

1. この要綱は、昭和61年9月1日から適用する。
2. この要綱の適用前にした、改正前の国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱による、名義使用の承認及び申請は、改正後の国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

付 則（令和3年8月国立市教委訓令第4号）

1. この訓令は、令和3年8月24日から施行する。
2. この訓令の施行の際、この訓令による改正前の国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な改正を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

付 則（令和6年2月国立市教委訓令第1号）

1. この訓令は、令和6年2月20日から施行する。
2. 改正後の国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に行う後援等の名義使用の承認について適用し、同日前に行った後援等の名義使用の承認は、なお従前の例による。

付 則（令和7年9月国立市教委訓令第1号）

1. この訓令は、令和7年9月22日から施行する。
2. 改正後の国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に行う後援等の名義使用の承認について適用し、同日前に行った後援等の名義使用の承認は、なお従前の例による。